

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年2月3日

京都市長 門川大作

京都市規則第65号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則
京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。
第2条第14号中「区役所出張所」の右に「，市役所証明書発行コーナー」を加える。

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

(会計室)